

生活について

令和6年4月改正

1. 服装・頭髪等について

(1) 制服

① 冬服（4月～5月、10月～3月）

男子＝ブレザー、スラックス、ワイシャツ、ネクタイ（以上本校指定のもの）、ソックス
女子＝ブレザー、スカート、スラックス、ブラウス、リボン、ネクタイ（以上本校指定のもの）、黒ストッキング（儀式等正装時必着）または紺のハイソックス

- ・スカート丈は購入時の丈とする（膝が隠れる程度の長さ）。
- ・ルーズソックス、レッグウォーマー等の着用は認めない。
- ・男女ともブレザーの中にカーディガン等を着用する場合、色は黒・紺・グレーのみとし無地のものとする（メーカー等の指定はしていない）。

② 夏服（6月～9月）

男子＝ワイシャツ、スラックス（以上本校指定のもの）、ソックスとし、ネクタイはしない。

女子＝ブラウス、スカート、スラックス（以上本校指定のもの）、紺のソックスとし、リボン、ネクタイはつけない。

- ・本校のワイシャツ、ブラウスは男女とも、裾を入れて着るタイプのものになる。
- *ここでいうソックスとは、くるぶしが隠れる丈より長いものを指す。

③ 衣替えの時期の移行期間の扱いについては別に指示する。

④ 制服の改造等の禁止

上着の丈を詰めたり、スカート丈を短くしたりするなどの改造をしてはならない。改造した場合は、制服を買い換えさせることもある。

⑤ 正装とする場合の規定

ア 「正装」（女子の黒ストッキング着用を含めた正式な着装）とするのは入学式、卒業式、創立記念式、1学期始業式、修了式とする。それ以外の行事等については、別途正装を指示する。

イ 正装時の留意点は以下の通りとする。

- ・上着、スラックス、スカートを正しく着用すること。
- ・ワイシャツ・ブラウスの第1ボタンを締め、ネクタイ・リボンを上まできちんとつけること。
- ・カーディガン等を着用しないこと（天候や気温によっては着用を許可することがあるが、その際はカーディガン等の袖や裾が上着からはみ出さないようにすること）。

(2) 頭髪

① 頭髪は端正にし、染色、着色、脱色、パーマメント、カール、エクステンション等の加工を禁止する。

- ・もともと髪が黒くないという生徒に対しては、年度当初の申請により対応する。

② 髪を結ぶ場合に使用するもの（髪ゴム、リボン等）は、黒、紺または茶で目立たない大きさのものとする。

(3) 履き物

- ① 校内及び体育の屋外授業では学校指定の運動靴を着用する（内外用とも体育の時間に記名する）。
- ② 通学用の履き物は、華美でない靴または運動靴とする（サンダルは禁止）。
- ③ 冬期間や雨天時にブーツ等を履く場合は実用的で華美でないものとする。

(4) その他

- ① 休業日に学習や部活動で登校する場合の服装は、制服、学校指定の運動着または部で使用しているジャージとする。私服での登下校は認めない。
- ② 冬期間、外套（オーバー、ジャンパー等）を着用する場合は、色や形の派手なものは避けること。
- ③ 装飾品（ピアス、リング、ネックレス、ブレスレット等）を身につけることや、化粧・マニキュア等を施すことは禁止する。

2. 持ち物について

(1) 通学用カバン

- ① 通学用のカバン・バッグ等については特に指定はしていない。華美でない実用的なものとする。

(2) 持ち物の管理

- ① 学習用具その他学校で使用するものについては、記名を励行し、紛失や取り違いのないように十分に注意すること。
- ② 特に貴重品については極力学校に持ってこないようにし、やむを得ず持ってきた場合は管理に注意し、必要に応じて担任に預けること。

(3) 持ち込みを禁止または制限するもの

- ① 学習に不必要なもの（音楽プレーヤー、ゲーム、漫画本等）は持ってこないこと。校内で見つけた時は預かることもある。
- ② 携帯電話やスマートフォンは、学校への持ち込みは禁止していないが、学校での使用を以下のように制限している。（※）

ア 使用目的は家庭との連絡手段等に限定し、音楽を鳴らすことやゲームをしない。教員の指示があった場合は、この限りではない。

イ 使用できる時間帯は放課後のみとする。

ウ 校舎内で使用できる場所は生徒昇降口付近のみとする。

※ 上記ア～ウに違反した場合は、発見した教員がその場で預かる指導をする。（返却は担任を通して行う。）度重なる場合には、保護者に直接返却することもある。このほか、学校の内外によらず携帯電話やスマートフォンによるメールやSNS上への書き込み等により、相手が被害を訴えるケースがあることから、使用にあたっては十分に注意すること。

3. 通学について

(1) 自転車通学

- ① 自転車での通学は希望する者全員に対して認めている。その際、自転車通学許可願いを提出すること。（距離等による制限は特に設けていない。）
- ② 自転車は、整備されたものを使用し、学校指定のステッカーを貼付すること（ステッカ

一は入学後配付し、3年間使用する。電車通学の者は最寄り駅まで使用する自転車に貼付すること。

- ③ 自転車は駐輪場等所定の場所以外には置かないこと（学校のほか、駅などでも同様である。米沢駅では有料駐輪場に駐輪しなければならない）。
- ④ 自転車の盗難防止のため必ず施錠すること。チェーンロックなどを使用して二重ロックにすることが望ましい。
- ⑤ 雨合羽は必ず準備すること。
- ⑥ 交通ルールを守り、安全に運転すること。
- ⑦ ヘルメットを着用すること。

(2) 電車通学

- ① 通学定期券の購入には身分証明書と通学証明書（※）が必要である。

※本校事務室が発行するもの。年度始めの最初の購入時に必要。

- ② 電車通学に際しては、車内や駅構内及び駅周辺におけるルールやマナーを守り、他の乗客や駅周辺の一般の方への迷惑になるような行為を絶対にしないこと。
- ③ 不正乗車をしないよう、また定期券の期限切れなどが無いよう細心の注意を払うこと。

(3) 家族の車による送迎について

通学に際して家族の車による送迎も可能であるが、その場合、以下の点について家族の方をお願いすること。

- ① 校門での出入りについて、入口（北側）と出口（南側）を区別して一方通行としている。
- ② 校地内外での交通安全、特に歩行者の保護に留意し、生徒が乗降する際は校舎ギリギリまで車を寄せないようにすること（歩行者の安全確保と接触事故の防止）。
- ③ 校地内は禁煙であること（車内で生徒を待つ場合も同様）。

4. 登下校および欠席・遅刻・早退・忌引き等について

(1) 登校について

生徒は朝のSHRが始まる8時30分には教室に入っていないなければならない（昇降口は通常は朝7時30分に開く）。

SHRに遅れた場合は遅刻となる。遅刻した生徒は教室に行く前に職員室に寄り、「遅刻カード」に事由等を記入し、職員に提示し認印をもらわなければならない。

(2) 下校について

生徒は通常、特に用事がない場合は16時50分までに下校するものとする。部活動の時間については6(3)の項を参照すること。17時頃に昇降口のドアが施錠されるため、施錠された後はオートロックのある東側ドアから下校すること。

(3) 欠席・遅刻・早退の場合の事前連絡

欠席や遅刻、及び事前に予定された早退の場合は保護者から学校に午前8時まで「さくら連絡網」で連絡すること。連絡がない場合は学校から確認の電話を家庭または保護者の勤務先などに入れることもある。

(4) 授業に遅れた場合及び予定外の早退

教室移動の遅れ等の理由で授業に遅れた場合は、朝の遅刻と同様に職員室で「入室許可書」に必要な事項を記入し職員から認印をもらわなければならない。また、終わりのSHR終了時刻よりも前に下校する場合は早退となる。事前に予定された早退以外の早退が必要な場合には、担任または養護教諭の許可を得ること。

(5) 一斉退校日について

山形県では「夢未来やまがた食育計画」の中で「家庭団らんの日」を月一度制定している。このことを受け、本校でも原則毎月第3水曜日を「一斉退校日」としている。この日は17時には完全下校としている。

(6) 忌引きについて

親族の不幸により喪に服する場合の忌引きの日数は次の通りである。

父 母	… 7 日以内
祖父母	… 3 日以内
兄弟姉妹	… 3 日以内
曾祖父母・伯叔父母その他同居の親族	… 1 日
父母の年忌	… 1 日

5. 校舎の美化・保全について

本校の校舎はユニバーサルデザイン的设计で、明るくナチュラルで開放的な作りであるが、その分繊細で汚れやすく、ガラス破損等の危険性も高い。そのため、校舎の美化・保全については常に細心の注意を払うこと。

(1) 日常生活での注意

- ① 清掃を念入りに行うとともに、ゴミの不始末をなくすこと。
- ② 白木の木材でできたドアなどは特に汚れやすいため、汚染防止に留意すること。
- ③ ガラスや壁等を破損した場合は、自己負担を求める場合があるので注意すること。

(2) 戸締り及び消灯について

- ① 使用箇所の戸締り・消灯に努めること。教室移動等により空き教室となる場合は消灯に心がけること。
- ② 体育館棟やテラスへの出入り口、及びコモンホールは特に未施錠・未消灯のないように注意すること。

(3) テラス、ベランダ及びエントランスコートの使用について

- ① テラス、ベランダは内履きとする。テラスからエントランスコートにつながる螺旋階段は使用しないこと。
- ② テラス、ベランダとも以下の事項を守って使用すること。
 - ア 大声を出して騒いだり、走ったり、欄干に上がったりしない。
 - イ 椅子を持ち出したり、地べたに座ったりしない。
 - ウ 雨の日や積雪のある場合など、出入りすることによって校内を汚すおそれがある場合は出ない。
 - エ 飲食をしないこと。また、球技等も禁止している。
- ③ エントランスコートについて
 - ア エントランスコートは外履きである。
 - イ コモンホールの出入口からエントランスコートに出入りすることは禁じる。

6. 部活動について

部活動は、学習活動とともに青年期における人間形成の場として本校では加入を推奨している。活動に際しては年間計画及び月ごとまたは期間ごとの活動予定表を作成し、節度ある充実した活動を行うこと。

(1) 現在本校にある部

① 運動部

硬式野球（男）、陸上競技、ソフトテニス（女）、卓球、バスケットボール（男・女）、フェンシング

② 文化部

吹奏楽、美術、パソコン、演劇

(2) 入部・退部・転部等にかかる手続き

① 入部する際は、年度始めの部集会・部登録において所定の手続きをすること。また、年度途中に入部する際にも、所定の手続きを行うこと。

② 転部または退部する場合には所定の届を提出すること。

(3) 活動時間について

① 平日の活動時間は15時50分～18時30分の中で、2時間程度とする。

② 土・日、祝日の活動

ア 活動時間は8時30分～17時00分の中で、3時間程度とし、必ず顧問付添の上行うこと。

イ 校舎の開閉は活動する部の顧問が行う。

③ 長期休業中の活動時間は8時30分～17時00分の中で3時間程度とし、必ず顧問付添のもと活動すること。

④ 定期考査の開始1週間前の日から考査終了前日までは学習に専念し、活動を休止する。大会が間近にあるなどの事情によっては所定の手続きにより活動を認める場合があるが、通常の場合より短い時間で実施すること。

(4) 部室の使用について

① 原則として活動時のみ（準備・片付けを含む）の使用とする。（休み時間には使用しない）

② 整理整頓に努め、用具の管理や戸締り・消灯に責任を持って使用すること。

③ 部員以外の出入りを認めない。

7. アルバイトについて

(1) アルバイトは、原則として長期休業中（夏季、年末年始、年度末・年度始の各休業中）に許可している。

(2) アルバイトを希望する者は、担任及び部活動顧問と事前に相談し内諾を得た後に、事業所からの「アルバイト雇用届」及び保護者からの「アルバイト許可願」（印刷は両面）を学校に提出し、学校から「許可証」の発行を受けなければならない。学業不振の者（赤点のある者等）及び素行不良の者については、アルバイトを許可しないことがある。

(3) 許可日数は夏季14日以内、年末年始及び年度末・年度始は10日以内とし、就業時間は原則として午後7時までとする。

(4) 以下の仕事は許可しない。

① 危険物取り扱いなどの危険な仕事

② プール監視、託児所など重大な過失責任を伴う仕事

③ 宿泊を伴うものや、県外の事業所での仕事

④ アルコール類を提供する店など勤務内容、環境等が不適切な仕事

⑤ その他高校生が出入りを禁止されているような場所での仕事

- (5) アルバイトは許可条件に反している事実が判明した時点で許可を取り消す。
- (6) 特別の場合（経済的な問題等で特に保護者からの要請があった場合等）は、生徒の学業や部活動に支障がないと判断した場合、通年でのアルバイト（原則土・日及び祝日）を許可することがある。判断に当たっては、本人及び保護者と生徒保健課長の面談を経ることを条件とする。
- (7) 3年次生の家庭学習期間に行うアルバイトについては、長期休業中の許可基準に基づいて判断する。

8. その他

- (1) 問題行動（※）があった場合は特別指導により生活の改善をはかるものとする。
 - ※ 万引き等の犯罪行為、飲酒・喫煙等の行為、暴力行為、家出・深夜徘徊等の行為、カンニング等の不正行為、無許可でのアルバイト、いじめ・嫌がらせ、その他生徒としての本分に反する行動
- (2) 3年次生が就職・進学等にともない在学中に自動車運転免許取得を必要とする場合の手続き等については別途指示する。なお卒業までは、高校生（本校の生徒に限らず）が運転する車には乗らない。
 - また、バイクについては『3ない運動』（※）の精神を遵守し本校在学中の免許取得及び運転・同乗の一切を禁止する。
 - ※

乗らない（乗せない）、買わない（買わせない）、免許を取らない（取らせない）
